

恵那市基金条例の一部改正の条例（案）【その2】

概要

恵那市基金条例に定める恵那市高額療養費貸与基金について、国の制度改革により高額療養費が現物給付化され、当該条例に基づく貸付けが一定の役割を終えたことから、条例の一部を改正し恵那市高額療養費貸与基金を廃止するものです。

募集期間

令和2年7月17日（金曜日）から令和2年8月7日（金曜日）まで

提出方法

様式は任意です。

- (1) 表題「恵那市基金条例の一部改正【その2】」
- (2) 住所
- (3) 氏名
- (4) 電話番号
- (5) 意見

を記入し、市役所へ直接持参するか、郵送、ファックス、電子メールで提出してください。

- ・直接持参 保険年金課（西庁舎1階）
- ・郵送 〒509-7292（住所不要）保険年金課
- ・ファックス 0573-26-0087
- ・電子メール kokuho@city.ena.lg.jp